

スクールバス目的外使用の留意事項

令和6年4月

嘉麻市立嘉穂小学校及び嘉穂中学校通学自動車運行規則及び嘉穂小学校及び嘉穂中学校通学自動車目的外使用に関する要綱に沿って使用してください。嘉麻市内の活動に限定しています。

【使用手順】

1. スクールバス仮予約受付フォームで申請する。
・使用予定日の90日前から15日前までとする。
※上記以外の受付期間又は受付時間では原則予約の受付はしない。
2. スクールバス使用許可申請書(様式第1号)1部、行程表1部を嘉穂小学校に提出する。
※教育委員会への申請書の提出は15日前までと規則でなっているため、嘉穂小学校への提出は、余裕をもって20日前までに提出すること。
3. 安全運転管理者である嘉穂小学校長の許可を受けたスクールバス使用許可申請書(様式第1号)1部、行程表1部を(嘉穂小学校から)教育委員会に15日前までに提出する。
4. 教育委員会が許可すれば、スクールバス使用許可書(様式第2号)1部を使用する学校へ(教育委員会から)返送する。

【使用台数と乗車定員について】

1度の目的外使用で利用できるスクールバスの台数は、マイクロバスと中型バスの2台までとする。
スクールバス乗車定員は児童生徒の安全確保(急ブレーキ等の場合に危険性が高い)のため、原則補助席を除いた人数(シートベルトがある席)とする。

①マイクロバス 21名 ②中型バス 33名 ①②合計 54名

※スクールバス使用許可申請書を提出の際、上記乗車定員を超えての申請は原則できない。

【使用時間について】

スクールバスを使用できる時間は、9時から14時までとする。

※14時には嘉穂小学校にスクールバスが到着できるようにすること。

※スクールバスの安心・安全な運行を行うための時間設定であり、原則延長の利用は認めない。

【嘉穂総合高等学校の活動について】

嘉穂総合高等学校における活動は、教育委員会が教育活動で特に必要と認めた活動として、スクールバスの目的外使用を許可する。